

## 5) 測定方法

### 30分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む)を開放し、換気扇又は空気調和機が設置されている場合は稼働させて、30分間換気する。

### 5時間閉鎖

の換気後、執務時間帯に稼働させる空気調和機が設置されている場合は稼働させたまま、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働しない換気設備は停止させ、造り付け家具、押し入れなどの収納部分の扉は開放したままとする。

### 採取

採取は次のイから二による。執務時間帯に稼働させる空気調和機が設置されている場合は稼働させたまま、建物引き渡し後の室の運用状態と同じ室内環境で採取する。

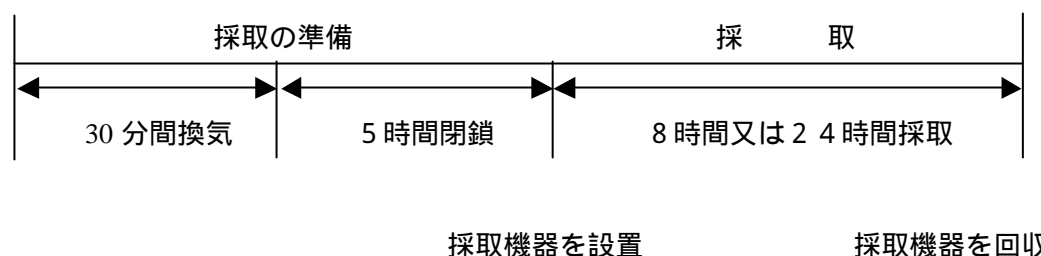
イ 測定対象室のすべての窓及び扉を閉鎖し、採取する。ただし、造り付け家具、押し入れなどの収納部分の扉は開放したままとする。

ロ 採取時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間採取が行えない場合は、8時間採取とする。

なお、8時間採取の場合は、午後2時～3時が採取時間帯の中央となるよう、たとえば10時30分～18時30分までの時間帯で採取する。

ハ 局所的な換気扇等で常時稼働しない換気設備は停止させる。

二 採取回数は1回とし、複数回の採取は不要とする。



## 7) 分析

測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。